

議会議案第11号

要支援者への予防給付を市町村事業とすることに関する  
意見書の提出について

要支援者への予防給付を市町村事業とすることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成25年12月24日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	岡田和則
同	同	上	三宅真里
同	同	上	吉岡和江
賛成者	同	上	竹田ゆかり
同	同	上	日向慎吾

## 要支援者への予防給付を市町村事業とすることに関する意見書

9月4日、厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この方針を受け、全国の市町村議会からの意見書が上がったことや多くの関係者からの心配の意見を反映して、厚生労働省は11月14日の社会保障審議会介護保険部会に、「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続する」ことを提案した。しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%に当たり、要支援外しの本質は変わっていない。「新しい地域支援事業」は、「市町村が地域の実情に応じて」行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用に、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階で適切なケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業を十分に進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者の訪問介護、通所介護などを保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生じる。

よって、政府においては、要支援者への予防給付を市町村事業とせず、保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

鎌倉市議会